

平成 30 年 4 月 9 日
陸貨災防発第 3 号

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
各 都 道 府 県 支 部 長 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
会 長 川 合 正 矩
(公印省略)

荷重計以外の過負荷を防止するための装置を備えた
移動式クレーンの使用について

標記について、平成 30 年 3 月 30 日付け基安安発 0330 第 1 号により厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から別添のとおり、周知要請があったところ
です。

今般、「クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部を改正する告示」（平成 30 年厚生労働省告示第 33 号）が告示され、つり上げ荷重が 3 トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の過負荷を防止するための装置が義務付けられ、本年 3 月 1 日から適用されています。

つきましては、移動式クレーンを所有又は使用している傘下の会員事業場に対し、本告示の周知をいただくようお願いします。

なお、本告示は経過措置により、平成 31 年 3 月 1 日前に製造された、つり上げ荷重が 3 トン未満の移動式クレーン等で荷重計のみを備えたものについては、引き続き譲渡、貸与又は設置が可能となっております。しかしながら、現在、つり上げ荷重が 3 トン未満の移動式クレーン等による死亡災害は、移動式クレーンによる死亡災害の約半数を占め、定格荷重を超えた荷をつり上げたことが原因とされる災害も繰り返し発生しており、改正後の移動式クレーン構造規格を満たすものに比較して危険性が高くなることから、本要請では、計画的にクレーン構造規格第 27 条を満たす荷重計以外の過負荷を防止するための装備を備えるものに更新すること、このうち、積載形トラッククレーンについては、JCAS2209-2018（（一社）日本クレーン協会規格「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基

準」)を満たす定格荷重制限装置及び定格荷重指示装置を備え付けているものが望ましいこととされていますので、ご留意ください。

また、小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習を実施している支部については、今後、本告示を踏まえた上で講習を実施いただくようお願いいたします。

おって、厚生労働省が作成したリーフレットを添付いたします。

| | |
|--------|------------------------|
| 担 当 | 技術管理部 |
| | 課長 五十嵐 力 課長補佐 木下健太郎 |